

# 「第5次利根町総合振興計画」策定

町では、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち」とね」を目指し、新たなまちづくりをスタートさせるため2019年度から12年間を計画期間とする総合振興計画を策定しました。

## 総合振興計画とは…

利根町をどのような「まち」にするのか、将来像を示し、そのために、だれがどんなことをしていくかを総合的・体系的にまとめたものです。

## 計画の構成と期間

総合振興計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想 (12年間)											
前期基本計画 (6年間)						後期基本計画 (6年間)					
実施計画 (3年間)			※実施計画は、毎年、ローリング方式で見直し								
実施計画 (3年間)											

## まちづくりの将来像

### ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

## まちづくり将来像実現のための5つの基本方針

- 基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり
- 基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり
- 基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり
- 基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり
- 基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり



## 総合振興計画の公表

策定しました総合振興計画につきましては、町公式ホームページで公表するほか、利根町役場、利根町図書館の情報公開コーナーでも冊子で公表します。

## ダイジェスト版の配布

町民の皆さまには、総合振興計画のダイジェスト版を各戸配布します。

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211 (内線224)

# 利根町 都市計画マスタープランを策定

町では、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち」とね」を目指し、新たなまちづくりをスタートさせるため、第5次利根町総合振興計画と連動する利根町都市計画マスタープランを策定しました。

## 都市計画マスタープランとは…

都市の将来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設の整備方針など、基本的な方向性を示した都市づくりの総合的な指針です。

## 計画の構成と期間

本計画は、現況と課題を明らかにしたうえで目指すべき都市の将来像を示します。その将来都市像の実現に向け、都市計画における各種取り組み分野の方針を示した「全体構想」と地区ごとの方針を定める「地域別構想」を定めました。

また、長期的な視点から2019年度から2030年度の12年間を計画期間とし、目標年次を2030年度とします。



### 将来都市像

#### ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

#### 全体構想

- 目標1 「住みたい!・住み続けたい!」と思える安全で快適な都市づくり
- 目標2 「働きたい!・いきいきと活動したい!」と思える賑わいと活気にあふれる都市づくり
- 目標3 「訪れたい!・楽しみたい!」と思える魅力あふれる首都近郊の田園都市づくり
- 目標4 「次代に伝えたい!・未来につなごう!」と思える利根町らしさを継承する持続可能な都市づくり

#### 地域別構想

- 文地区 将来像 「安全で安心な生活環境と賑わいを誘う交流拠点のある町」
- 布川地区 将来像 「川風に心やすらぐ安全な生活環境を提供する地域づくり」
- 文間地区 将来像 「歴史や自然環境と調和した人の心が和むまち」
- 東文間地区 将来像 「水と緑豊かな田園地帯に人の心がふれあうまち」

## 都市計画マスタープランの公表

策定しました都市計画マスタープランにつきましては、町公式ホームページで公表するほか、利根町役場、利根町図書館の情報公開コーナーでも冊子で公表します。

## 概要版の配布

町民の皆さまには、都市計画マスタープランの概要版を各戸配布します。

問い合わせ先 役場都市整備課 都市計画係 ☎68-2211 (内線282)

## シルバーカー購入費補助金交付のお知らせ

高齢者の歩行を容易にし、生活の行動範囲を広げることにより、生きがいつくりおよび健康の向上を図ることを目的に、高齢者福祉の増進に寄与するためシルバーカー購入費用の一部に対して補助金を交付します。

## 必要書類

- 申請書
  - 販売店の名称および住所、購入者氏名、金額ならびに購入日が記載された領収書
  - 購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類
- ※申請書は、役場福祉課にあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

## 対象者

購入日に町内に住所を有する方で、当該年度で65歳以上かつ歩行の際に補助を必要とする方

対象となるシルバーカー (①～④すべてに該当するもの)

- ①車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの
- ②歩行を助ける機能があるもの
- ③休息するための座面があるもの
- ④当該年度に購入したもの

## 補助金の額

一律5,000円 (対象者1人つき1回限りです。)



問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線341)

## 重度心身障害者介護慰労金制度のお知らせ

日常生活において、介護を必要とする障がい者(児)の方を在宅で介護されているご家族のうち、主に介護にあたる方に対し慰労金を支給します。

## 重度心身障害者とは…

- ①身体障害者手帳1級または2級
  - ②療育手帳AまたはA
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級
  - ④小児慢性特定疾患医療受給者または一般特定疾患医療受給者 (介護保険法に定める被保険者に該当しない方)
- ①～④のいずれかに該当し、常時寝たきりの状態、または、食事・排泄および寝起きなど日常生活の大半に介助が必要な方をいいます。



## 支給対象者

在宅で重度心身障害者を介護している家族のうち、主として介護に当たり、平成31年4月1日現在町に居住している方。

※ただし、前年度中に重度心身障がい者の方が、障害者総合支援法による福祉サービスを利用している場合や、90日を超えて病院に入院している場合には、対象となりません。

## 慰労金支給額および申請の手続き

支給額 1世帯あたり 4万円/年  
申請方法 役場福祉課に申請書がございますので、ご記入のうえ提出してください。

申請期限 7月26日(金)

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211 (内線343)